

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和 7 年度）

法 人 名	日本消防検定協会	根拠法令名	消防法	(昭和62年 1 月 1 日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	消防の用に供する機械器具等の検定及び受託評価業務 消防の用に供する機械器具等に関する研究・調査及び試験を行う業務 特殊消防用設備の性能に関する評価を行う業務				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	1 人	2 人	1 人	97 人
	非常勤	0 人	6 人	0 人	3 人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和 7 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	令和 6 年度比又は令和 6 年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	19. 80 億円	18. 76 億円	1. 04億円	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額 (①)	億円	億円		
	事業による自己収入額 (②)	19. 17 億円	18. 41 億円	0. 76億円	
	①／②×100 (%)	%	%		
	経常的運営費用 (③)	19. 70 億円	19. 93 億円	△0. 23億円	③ その他
①／③×100 (%)	%	%			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) (内容)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) (内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) 無 (内容)		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無		有
	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算 定 根 拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	
	検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定の手数料並びに性能評価手数料		検定の種類及び性能評価について業務方法書第 1 9 条第 1 項で定める額 円 円 円 円	(決定者) 総務大臣 (決定方法) 総務大臣の認可を受けて、理事長が業務方法書で定める	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無		無	法人における純利益額	-28, 812, 850 円
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
	消防用機械器具等ごとに定められた「技術上の規格を定める省令」において、技術基準を規定している。				総務省令
	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有 (内容) 総務省令で定める技術上の規格により検定等の技術基準が明確にされている他、事業計画については、日本消防検定協会定款により理事会の議決を、消防法により総務大臣の認可を受けることとされている。 ・事業計画の議決：定款第 1 6 条（理事会の権能） ・事業計画書の総務大臣認可：消防法第 2 1 条の 3 9（予算、事業計画の作成・変更の認可）			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有 (内容) 消防法第 2 1 条の 2 4 から 3 4（役員の欠格事項他）及び日本消防検定協会定款第 8 条（役員の欠格事項）、第 9 条（役員の解任）、第 1 4 条（秘密の保持等）及び職員就業規則で役職員についての公正性が規定されている。			

3. 機関 (1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由			
	役員の定数		10 人	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		本消防検定協会定款第6条の規定により理事会にて選任され、総務大臣の認可（消防法第21条の26）によってその効力を生ずるとされ、公正、かつ、自主的な方法により行っている。				
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		常勤役員は65歳まで、非常勤役員は70歳まで	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職	常勤・非常勤
	理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事	市橋 保彦 田中 敦仁 渡邊 利浩 青山 佳世 川本 哲文 工藤 祐嗣 重川 希志依 清水 洋文 三宅 淳巳	令和3年7月1日 令和4年1月18日 令和5年11月15日 平成19年4月11日 令和8年1月1日 令和7年1月27日 令和3年4月11日 令和7年9月29日 令和7年10月1日	(一財)消防防災科学センター 理事長 三井住友信託銀行株式会社 法人業務部アドバイザー 日本消防検定協会 総務部長 フリーアナウンサー (一社)日本損害保険協会 常務理事 八戸工業大学工学部工学科教授 常葉大学 社会環境学部大学院環境防災研究科 教授 日本防災協会 理事長 横浜国立大学 名誉教授、総合学術高等研究院 上席特別教授		みずほ信託銀行(株) 総務省 中国四国管区行政評価局長 警報設備部長兼消火・消防設備部長 NPO地球緑化センター緑のふさと協力隊推進 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 取締役社長 八戸工業大学工学部機械工学科 准教授 常葉大学大学院 環境防災研究科 教授 一般財団法人消防試験研修センター 常務理事 横浜国立大学 理事・副学長	常 常 常 非 非 非 非 非 非
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) (理由)			%	(比率) (理由)		%
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
	役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法			
	理事長 月額 963,000円 理 事 月額 852,000円			日本消防検定協会役員退職手当支給規程による。 第2条 在職期間1月につき、俸給月額に100分の20の割合を乗じて得た額とする。			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件		
	有	構成員の過半数の出席で成立する。			出席した構成員の過半数で成立する。		
	(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		定款第6条に、役員の選出は、理事会において選任され、総務大臣の認可によって、その効力を生ずるとされ、公正、かつ、自主的な方法によっている。					
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
日本の業務内容を把握して実効性のある監査を行うため、消防行政に精通した人材を登用するため							
監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)		
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		常勤役員は65歳まで、非常勤役員は70歳まで		
役職名		氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職	常勤・非常勤
監事		秋葉 洋	令和5年11月13日	日本消防検定協会 技術役		消防庁消防研究センター 研究統括官	常
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法				
月額 736,000円			日本消防検定協会役員退職手当支給規程による。 第2条 在職期間1月につき、俸給月額に100分の20の割合を乗じて得				

(3) 社团的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) (内容)			(有・無) (内容)			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）						
	(有・無) (内容)						
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	令和 7 年 6 月 9 日 決算評議員会実施			(有・無) 有 (内容) 消防法第 2 1 条の 3 2 の 2 第 3 項及び定款第 2 3 条第 3 項の規定により選任され、総務大臣の認可を必要とする。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）		%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由						
	評議員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数	10人		上限と下限の幅がある場合はその幅			
	評議員任期	2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有		規定の内容		70歳まで	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1 / 2 超の場合、その比率と理由						
	(比率) (理由) %						
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件			評議員会における議決要件		
	有	構成員の過半数の出席で成立する。			出席した構成員の過半数で成立する。		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無		有		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	
余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 44億35百万 円 (運用方法) 国債、政府保証債、地方債等					
(3) 長期借入金		長期借入金の有無		長期借入金の返済計画の有無			
長期借入金の確実な返済計画の内容							
(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額 引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）					
(5) 公認会計士監査	10億75百万 円		(有無) (理由)				
	収支決算額	20. 09 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無				
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由						
5. 株式の保有等 (1) 基金抛出現又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金抛出現の有無		無		公益法人、株式会社等への出資の有無 無		
	法定の資金供給業務として行う場合の基金抛出現等の有無		無		財産の管理運用として行う場合の基金抛出現等の有無 無		
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が 2 0 % 以上のもの			法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が 2 / 3 以上となっているもの		
	名称						
	所在地						
	資本金						
	事業内容						
	役員の状況						
	従業員数						
	持ち株比率						
	法人との関係						
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の 5 年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款		有	有	有	
役員名簿		有	有	有			
組員等名簿		-	-	-			
事業報告書・附属説明書類		有	有	有			
損益計算書又は収支計算書		有	有	有			
貸借対照表		有	有	有			
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有			
監事の意見書		有	有	有			
事業計画書		有	有	有			
収支予算書		有	有	有			

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由	
	定款		有		有		
	役員名簿		有		有		
	組合員等名簿		-				
	事業報告書・附属説明書類		有		有		
	損益計算書又は収支計算書		有		有		
	貸借対照表		有		有		
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有		有		
	監事の意見書		有		有		
	事業計画書		有		有		
	収支予算書		有		有		
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）	
	名称		有		有		
	所管する部局（担当局担当課等）の名称		有		有		
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有		有		
	(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有		
制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			-				
補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			-				
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由			
	役職、氏名、就任年月日、経歴						
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			-			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由			
	-			-			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	(1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」の勧告（平成25年12月13日）を踏まえ、以下のとおり、指導監督を行った。 ・手数料等の適正化の推進と透明性の確保		
		指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有				
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	-	指導監督の実績及びその内容			
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	-				
		(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由	
当該見直し結果の公表の有無			有	無い場合、その理由			
法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無			有	無い場合、その理由			
政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		無		無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		-		-		
	法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		無		無		
	その他	無	無				
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和7年度末において基準未適合となっているが令和8年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和7年度の状況に対して令和8年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 ＜監査役員の関係府省以外の者及び外部の者を登用していない理由＞ 日々の業務内容を把握して実効性のある監査を行うためには、以下のとおり、消防行政に精通した人材を登用する必要があるため。 ・日本消防検定協会は、消防用機械器具等の試験及び検査を公正に行う機関として設立され、以来、消防用機械器具等の品質、性能を保証するため、検定、受託評価等の業務を行っている。 主な業務である検定については、火災予防・消火・人命救助等の観点から重要な消防用機械器具等の技術上の規格を法令で定め、公的な検査機関で厳しい試験及び検査を行い、万が一、火災事故が発生するなど非常の場合に当該機械器具等が十分な性能を発揮できるよう、その品質を確保しようとする制度である。 ・日本消防検定協会は、その趣旨に沿って、技術的及び専門的な試験及び検査を厳しく実施する必要がある、これらの業務について実効性のある監査を行うためには、監査役員は消防行政及び消防法令に精通している必要がある。また、消防用機械器具等の品質、性能を確保するためには厳格な審査が求められ、このため、協会の役員には、具体的な利害関係が絡まない公正・中立的な立場で職務を行うことができる者を充てる必要がある。							